

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第602号 平成25年8月29日

手話条例

石狩市では、現在、聴覚障がい者が暮らし易い街づくりを進めるため「手話基本条例（仮称）」の制定に向けた準備を進めています。

同様の条例については、鳥取県でも検討が行われていますが、石狩市が先行すれば自治体として全国初の条例という事になります。

石狩市における「手話基本条例」制定に向けた取り組みは、平成24年1月に開催された石狩聴力障害者協会の新年会の席上、田岡市長が自ら「手話の地位向上を目指した条例」を制定する旨を表明した事に始まったといわれており、この条例には市長の思い入れが詰まっているものと察しています。

石狩市では、20年程前から市の事業として「手話講習」や「手話講座」を開催する他、専任の手話通訳者を配置する等、手話の普及及び聴覚障がい者の意思疎通を支援する為の事業を積極的に実施して来ており、「手話基本条例」の制定に向けた環境は整っているという事なのだと思います。

「手話基本条例」の検討に当たっては、庁内に設置された、聴力障がい者や手話関係団体の方々、学識経験者からなる「手話に関する基本条例（仮称）の制定に関する検討会」において数次に渡り議論が行われ、去る8月20日、当検討会から田岡市長宛てに一つの提言がなされています。

その主な内容は、

- ・手話は、音声言語である日本語と異なる言語である事を明確にする事
- ・学校教育における総合的な学習の時間等を活用して小中学生がろう者や手話の理解を深める機会を作る事
- ・一般市民を含め多くの人々を対象に、ろう者や手話を理解するための研修を実施していく事
- ・聴覚障がい者に対するサービスについては、市の福祉に関する計画に位置づけし確保されるようにしていく事

等となっています。

今後石狩市においては、今回の提言を受け、年内の条例化に向けて精力的に検討作業が進められるものと思います。

手話については、先程の提言にも有る様に、「音声言語である日本語と異なる言語」

であるというのが聴覚障がい者の方々の基本的な認識だと思いますが、この点について法律の中ではどの様に表現されているのでしょうか。

例えば、「障害者の権利条約」においては締約国に対し、公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障がい者が自ら選択する全ての利用可能な意思疎通の手段や形態及び様式を用いる事を受け入れる事、等を求めています（条約第21条）。

また、「障害者基本条例」においては、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」為には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が必要だとしています（同法第3条）。

この様に、法律上は手話も言語の一つと位置付けされてはいますが、手話が「音声言語である日本語と異なる言語」で、「ろう者にとっては母語」であるという事については、必ずしも明瞭ではありません。

また、かつて聾学校では聴覚口話法を主体とした指導が行われて来た様に、世の中では手話を使用する事を良しとしない時代が長く続いて来ました。つまり、手話が評価され、積極的に受け入れられるようになったのは、決して古い話ではありません。

こうした状況の中で、石狩市が手話について「音声言語である日本語と異なる言語」である事を明記した「手話基本条例」を制定する事は画期的であり、他の自治体に与える影響も大きいと思います。

なお、手話と一口にいっても一様ではありません。現在、日本で行われている手話には「日本語対应手話」「日本手話」そして「中間型手話」という3つがあるといわれています。

まず、「日本語対应手話」ですが、これは、聴覚障がいの子ども達に日本語の力を付けさせる為に、日本語と同時に使える様に開発されたものです。

次に、「日本手話」は、ろうあ者が昔から使ってきた手話で、日本語との対応が考えられているものではありません。この為、話し言葉に置き換えるのは難しいともいわれています。また、後天的に聴覚障がい者となった人にとっても、「日本手話」の取得はハードルが高いのが現実です。

次に、「中間型手話」は、「日本語対应手話」と「日本手話」の双方の要素を取り入れたもので、日本語の話し言葉と同じ順序で表現されます。

聴覚障がい者もそうでない人も共に暮らせる社会を作っていく為には、まず、お互いにコミュニケーションが取れる関係を作っていく必要があります。その為には、手話通訳士といった専門家の養成と共に、多くの市民が手話を学び、使う事が可能

となる様、手話の普及になお一層力を入れて行かなければなりません。

こうした中、石狩市の「手話基本条例」は、市民の皆さんの聴覚障がい者に対する理解や積極的に手話を学ぼうとする機運の高まりに大いに貢献するだろうと期待しています。

そしてそれ以上に本条例の制定は、聴覚障がい者だけでなく市内に住む様々な障がい者に対する市民の関心が高まり、理解を深める契機となるに違いないと思っていますし、市においてはその事を十分踏まえた上で施策の展開を図られるよう、期待しています。(塾頭：吉田 洋一)